

# 医薬品の適正使用を目指した 「病棟薬剤業務実施加算」算定の取り組み

北村良雄<sup>†</sup> 玉田太志 上野裕之第67回国立病院総合医学会  
(平成25年11月8日 於金沢)

IRYO Vol. 69 No. 3 (134-137) 2015

## 要旨

平成22年4月30日に厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」が発出され、病院薬剤師に対して医療の質の向上および医療安全の確保の観点から、チーム医療において主体的に薬物療法に参加するように求めている。京都医療センター（以下、当院）薬剤科では、この通知に基づき平成24年度より新たな業務として、外来化学療法室サテライト薬局における抗がん剤無菌調製、手術室サテライト薬局における医薬品管理、急性期病棟などの常駐化を計画し、病院長より4名の常勤薬剤師の増員が承認された。この準備の最中、平成24年度診療報酬改定により「病棟薬剤業務実施加算」（以下、「病棟加算」）が新設されたので、新規業務のうち外来化学療法室の無菌調製のみ実施し、増員の一部を「病棟加算」業務に振り分けることで、平成24年4月からの算定が可能となった。算定開始後の「病棟加算」項目以外の薬学的介入件数を調査した結果、薬剤管理指導件数は大きく減少することなく、抗MRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）剤のTDM（治療薬物モニタリング）介入件数やブリアボイド（→138pを参照）報告件数が増加した。平成24年度の診療報酬は、「病棟加算」算定により薬剤科全体として年間約3,000万円の増収があり、これを原資として、平成25年度に延期していた急性期病棟等への常駐化などに5名の増員が承認され、当初の病棟配置計画が達成できた。

キーワード 病棟薬剤業務実施加算, 医薬品適正使用, 薬学的ケア

## はじめに

今回の医政局通知では、医療の質の向上と医療安全の確保への貢献が病院薬剤師に求められており、各々の高い専門性を有した医療スタッフの十分なコミュニケーションを前提とするチーム医療に薬剤師

が積極的に参画し、薬の専門家として医療に貢献することが重要であるとされている。本研究では、平成24年度の診療報酬改定による「病棟薬剤業務実施加算」（以下、「病棟加算」）の新設に対する算定の準備と取り組みについて報告する。

国立病院機構京都医療センター 薬剤科 †薬剤師  
(平成26年2月20日受付, 平成26年11月21日受理)The Evaluation of Inpatients Pharmaceutical Services for the Proper Use of Medicine  
Yoshio Kitamura, Hiroshi Tamada and Hiroyuki Ueno, Department of Pharmacy, NHO Kyoto Medical Center  
(Received Feb. 20, 2014, Accepted Nov. 21, 2014)

Key Words: the inpatient pharmaceutical services, the proper use of medicine, pharmaceutical care